

「生鮮食品」と「加工食品」の区分に関する意見書

委員 立石幸一

1. 「生鮮食品」と「加工食品」の区分について

- (1) 生鮮食品と加工食品について、本来的には区分を行うことが難しい。「生鮮食品」と「加工食品」の区分を「新しい属性の付加」で線引きするとの考え方が出されたが、食品衛生法での「形態の変化」を加工とする考え方とは、どこまでも矛盾が発生する。
- (2) なぜなら、食品衛生法での加工の概念は、安全衛生上の観点から消費者に加工食品として必要な表示情報が提供されることが望ましいとの理由から、JAS法では生鮮食品として扱われているものでも、食品衛生法上加工食品としての表示を必要として求めているからである。
- (3) 結局、定義上での区分と実態を完全に一致させることは困難である。食品衛生法上での「形態の変化」も「新たな属性の付加」に含まれると解釈すればJAS法上で生鮮食品とされているもので、食品衛生法で加工食品としての表示が求められているものは、加工食品品質表示基準(別表1)に加えることで実態との整合性がとれる。

2. 「異種混合」についての考え方

単に組み合わせられたり、盛り合わせただけで、ばらばらに飲食・調理等が想定されるものは、今回生鮮食品と整理されたが、これらのものであってもカット等安全衛生面で問題になる行為を行う場合もあり、加工食品であれば表示されていたはずの情報が提供されないことにより安全衛生上のリスクが高まることとなる。消費者庁の提案は、商品の外観から得られる情報を判断基準として分類しているが、外観ではわからない手が加えられる場合もありうる。カットフルーツの例では、混合することで衛生上の劣化も単品の場合よりもすすむ場合もあり、消費期限等の情報提供は消費者にとって有益である。従って、このような形態上の見かけの単純な分類は、食品衛生的な観点で必要とされる情報が抜け落ちることが懸念され、異種混合は加工品に分類することが望ましい。

3. 「異種混合」の消費者感覚とのズレの原因はどこにあるか

異種混合は、生鮮食品が原材料として使用されていてその内容が一見してわかる場合が多いが、しかし、生鮮食品で義務づけられている原産地情報が、なぜ記載されていないのかという消費者からみて素朴な疑問がある。これは、異種混合品が、原料原産地の対象外となっている商品が多くあるためであり、商品選択の際に必要とされる情報(消

費者の知る権利)が阻害されている例が多く見受けられる。

4. 具体的な提案

- (1) 「生鮮食品」と「加工食品」の区分は、食品衛生法で規定される14品目を加工食品品質表示基準(別表1)に加え整理し直すことを基本にする。
- (2) ただし、生鮮食品の異種混合については、現行の第4条(8)とは区分し、使用される原材料の表示対象に、50%ルールは適用せず、すべて原料原産地表示の対象とする。この場合、「国産品」にあつては、「国産である旨」を「輸入品」にあつては「原産国名を記載するルール」を一部見直し、「輸入品」もしくは「海外産」との表記についても認めるとすればよい。事業者の実行可能性の観点からみた場合、原産地表示の義務対象を、重量順で4位までを必須する考え方としてはどうか。

【加工食品品質表示基準】の修正案

第4条(8) 原料原産地名

カットした単品の生鮮食品、及び生鮮食品の異種混合品を除く 対象加工食品にあつては、主な原材料(原材料に占める重量の割合が最も多い生鮮食品(生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。))で、かつ、当該割合が50%以上であるものをいう。以下同じ。)の原産地を、次に定めるところにより事実即して記載すること。異種混合品については、別途定める。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。

(ア)農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名

(イ)畜産物にあつては、主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名

(ウ)水産物にあつては、生産(採取及び採捕を含む。)した水域の名称(以下「水域名」という。)、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名

イ 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。(以下略)

(別項) 生鮮食品の異種混合

カットした生鮮食品、及び生鮮食品の異種混合品については、主な原材料(原材料に占める重量の割合が上位4位までの生鮮食品(生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。))の原産地を、次に定めるところにより事実即して記載すること。

ア 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあつては、国産である旨の記載に代えて次に掲げる地名を記載することができる。・・・輸入品にあつては、重量の割合の1位と2位のものについては原産国名を必須とし、重量順の3位以下のものに限り、輸入品である旨の表示についても記載できる。以下は(8)と同じ。

異種混合の食品の具体的な表示例①

凡例：

生鮮食品の横断的事項	生鮮食品の個別的事項	加工食品の横断的事項
------------	------------	------------

(消費者庁案)

現行	加工食品	食品表示基準	生鮮食品
名称	カットフルーツ盛合わせ	【名称、原産地】	
原材料名	パイナップル、イチゴ、ブドウ	パイナップル（沖縄県）、イチゴ（栃木県）、ブドウ（山梨県）	
内容量	3人前	変更あり	
消費期限	○年○月○日		
保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存すること）		
加工者	○○食品株式会社 ○県○市		



(改定案)

現行	加工食品	食品表示基準	加工食品
名称	カットフルーツ盛合わせ	名称	カットフルーツ盛合わせ
原材料名	パイナップル、イチゴ、ブドウ	原材料名	パイナップル（国産）、イチゴ（国産）、ブドウ（国産）
内容量	3人前	内容量	3人前
消費期限	○年○月○日	消費期限	○年○月○日
保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存すること）	保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存すること）
加工者	○○食品株式会社 ○県○市	加工者	○○食品株式会社 ○県○市

異種混合の食品の具体的な表示例②

凡例：

生鮮食品の横断的事項	生鮮食品の個別的事項	加工食品の横断的事項
------------	------------	------------

(消費者庁案)

現行	加工食品	食品表示基準	生鮮食品
名称	刺身盛合わせ	【名称】	ブリ マダイ イカ
原材料名	ぶり、マダイ、イカ	【原産地】	富山沖 愛媛県 ペルー
内容量	2人前	【解凍養殖】	養殖 解凍
消費期限	○年○月○日	【生食の別】	生食用
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)	【消費期限】	○年○月○日
加工者	○○食品株式会社 ○県○市	【保存方法】	要冷蔵(10℃以下で保存)
		【製造所等の所在地及び名称】	○○食品株式会社 ○県○市

変更あり

(改定案)

現行	加工食品	食品表示基準	加工食品
名称	刺身盛合わせ(生食用)	名称	刺身盛合わせ(生食用)
原材料名	ブリ、マダイ、イカ	原材料名	ブリ(国産)、マダイ(国産)、イカ(ペルー産)
内容量	2人前	内容量	2人前
消費期限	○年○月○日	消費期限	○年○月○日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)	保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)
加工者	○○食品株式会社 ○県○市	加工者	○○食品株式会社 ○県○市

変更あり

異種混合の食品の具体的な表示例③

凡例：

生鮮食品の横断的事項	生鮮食品の個別的事項	加工食品の横断的事項
------------	------------	------------

(消費者庁案)

現行	加工食品		食品表示基準	生鮮食品
名称	バーベキューセット	変更あり	【名称、原産地】	牛カルビ・牛タン（オーストラリア産）、豚バラ（国産）、タマネギ（北海道産）、ニンジン（千葉県産）、ピーマン（茨城県産）
原材料名	牛カルビ、豚バラ、牛タン、タマネギ、ニンジン、ピーマン		【消費期限】	○年○月○日
内容量	3人前		【保存方法】	要冷蔵（10℃以下）
消費期限	○年○月○日		【製造所等の～】	○○食品株式会社 ○県○市
保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存すること）			
加工者	○○食品株式会社 ○県○市			食肉として必要な表示

(改定案)

現行	加工食品		食品表示基準	加工食品
名称	バーベキューセット	変更あり	名称	バーベキューセット
原材料名	牛カルビ、豚バラ、牛タン、タマネギ、ニンジン、ピーマン		原材料名	牛カルビ（豪州産）、牛タン（豪州産）、豚バラ（国産）、タマネギ（国産）、ニンジン（国産）、ピーマン
内容量	3人前		内容量	3人前
消費期限	○年○月○日		消費期限	○年○月○日
保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存すること）		保存方法	要冷蔵（10℃以下で保存すること）
加工者	○○食品株式会社 ○県○市		加工者	○○食品株式会社 ○県○市

異種混合の食品の具体的な表示例④

凡例：

生鮮食品の横断的事項	生鮮食品の個別的事項	加工食品の横断的事項
------------	------------	------------

(消費者庁案)

現行	加工食品		食品表示基準	加工食品
名称	カット野菜ミックス	変更なし	名称	カット野菜ミックス
原材料名	キャベツ、タマネギ、ニンジン		原材料名	キャベツ、タマネギ、ニンジン
内容量	250g		内容量	250g
消費期限	○年○月○日		消費期限	○年○月○日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)		保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)
加工者	○○食品株式会社 ○県○市		加工者	○○食品株式会社 ○県○市

(改定案)

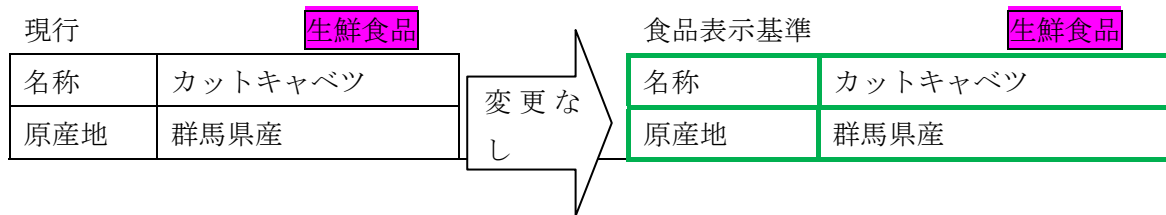
現行	加工食品		食品表示基準	加工食品
名称	カット野菜ミックス	変更あり	名称	カット野菜ミックス
原材料名	キャベツ、タマネギ、ニンジン		原材料名	キャベツ(国産)、タマネギ(タイ産)、ニンジン(国産)
内容量	250g		内容量	250g
消費期限	○年○月○日		消費期限	○年○月○日
保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)		保存方法	要冷蔵(10℃以下で保存すること)
加工者	○○食品株式会社 ○県○市		加工者	○○食品株式会社 ○県○市

カットした単品の生鮮食品の具体的な表示例⑤

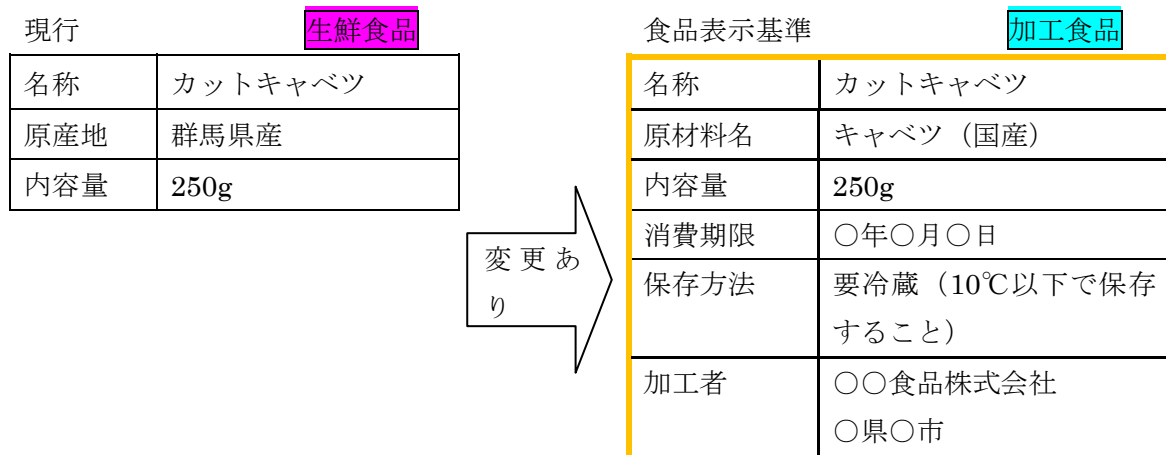
凡例：

生鮮食品の横断的事項	生鮮食品の個別的事項	加工食品の横断的事項
------------	------------	------------

(消費者庁案)



(改定案)



「食品表示部会・生鮮食品に関する調査会」における 「『生鮮食品』と『加工食品』の整理」に対する意見

平成26年2月19日
日本チェーンストア協会
食品委員会委員 宮地 邦明

消費者委員会食品表示部会・生鮮食品に関する調査会における「食品表示基準における『生鮮食品』と『加工食品』の整理」についての議論を踏まえて、以下のとおり意見を提出いたします。

1. 加工食品と生鮮食品の区分についての考え方について

「加工食品と生鮮食品に該当する食品は、原則として、JAS法の加工食品と生鮮食品と同様とする。」との考え方に基づき、「調整や選別という工程を経た食品については（略）生鮮食品と整理する。」旨の提案がなされました。原則としてJAS法の考え方と同様とするということであれば、これまでの考え方に沿って整理を行うことが基本であると考えます。

また、例えば「調整」とはどこまでの工程を指すのか判断が難しいケースもあり、新しい整理によって加工食品と生鮮食品の線引きが難しい対象食品が出てくることも想定され、かえって多様な食品の適切な提供に影響するおそれもあります。

したがって、線引きを厳格に追求するあまり、多様な食品の適切な提供に影響を生じることのないように、加工食品と生鮮食品の区分にあたってはこれまでの考え方を尊重しつつ、Q&Aの内容を拡充してその中で具体的に例示するなどの柔軟かつ現実的な対応を確保していただくようお願いいたします。

2. 【質問2】消費者庁提出資料20頁の「異種混合」に関して、

- ・各々の生鮮食品を単に組み合わせたり盛り合わせただけで、ばらばらに飲食、調理等することが想定されるもの(例:焼肉セットや刺身盛り合わせ)は「生鮮食品」
- ・各々の生鮮食品が混合されて、1つの商品としてそのまま飲食調理等されることが想定されるもの(例:サラダミックスや合挽肉)は「加工食品」

との整理に従い、22頁及び23頁のカットフルーツ盛り合わせや刺身盛り合わせ、バーベキューセットのように、加工食品から生鮮食品に区分が変わる食品について

上記の異種混合の食品の区分について、生鮮食品を組み合わせた商品の場合、以下の事例のように最終商品が生鮮食品なのか加工食品なのかを判断することが難しいものが多数あり、混乱を招く懸念があります。また、刺身の盛り合わせにおいても、生マグロ(生鮮食品)と蒸しだこ(加工食品)を混合するような商品もあるため、同じ刺身の盛り合わせでも「生鮮食品のみの異種混合の場合」は生鮮食品となり、「生鮮食品と加工食品の異種混合の場合」は加工食品になるものと考えられます。

現行のJAS法における加工食品と生鮮食品の区分は、個別の事例の多様性を十分に踏まえて異種混合は加工食品としており、飲食や調理の仕方によって加工食品と生鮮食品とを区分することには違和感があり、混乱を生じかねません。

したがって、複数混合の食品は現行どおり加工食品とすべきであり、複数混合の食品を生鮮食品と加工食品に区分すること自体を慎重に検討していただくようお願いいたします。

(1) いわゆる「のっけ盛り」の例(飲食の時点想定すれば加工食品と考えられる例)

いわゆる「のっけ盛り」のように、カットした野菜の上に刺身などを載せて提供する食品があります。

「トレイに野菜と刺身を別々に盛り合わせ、食べる際に添付のタレをかけて混ぜて食べる商品」や「トレイに野菜を敷き、その上に刺身を盛って食べる際に添付のタレをかけて食べる商品」等々、同じ「のっけ盛り」のような商品であっても消費者に提供する商品は多種多様であり、加工食品か生鮮食品かの判断がきわめて難しい商品があります。飲食の時点想定して加工食品と生鮮食品の区分を行うことは必ずしも適切とは考えられず、このようにそもそも判断が難しい食品の区分については、個別の事例の多様性を十分に踏まえて慎重に検討していただくようお願いいたします。

(2) 刺身の盛り合わせの例

刺身の盛り合わせを生鮮食品とした場合、名称、原産地、養殖、解凍の表示が必要になりますが、現場では決まった魚種・産地のもののみを盛り合わせるわけではなく、その日の魚の入荷状況や鮮度、品質により、盛り合わせの構成や産地が変わってきます。1日の中で、同じ魚種であっても産地や、養殖か否か、解凍か否かで異なったものを原料として盛り合わせる場合もあります。消費者にとって満足感のある組み合わせ、価格設定、鮮度の良さなど、

現場の判断によってその組み合わせは多種多様になり、競合の中で創意工夫を図っているところでもあります。

このように、入荷の状況などによって原産地は日々刻々変更が生じる上に、複数の魚種を提供しようとして、2点盛り、5点盛り、10点盛りと盛り合わせの点数が増えるにつれて魚種と原産地の組み合わせはさらに多種多様となります。これらの原産地を容器包装(商品ラベル)に表示する場合には、システム上事前登録が必要であり、その膨大な組み合わせ数から、技術的にも作業的にも対応はほとんど不可能であるといわざるを得ません。個々の容器包装に正確な表示を行うことは困難であり、現状行われているようなボードによる表示は現実的かつ有効な対応と考えられます。

このような困難な対応を基準に置くことによってかえって表示の間違いを誘発し、消費者の信頼を損なう結果になりかねないと考えます。

平成24年7月一部改正「加工食品品質表示基準改正(原料原産地表示等)に関するQ&A」の(問22-3)(P77)においても、これまで、

●刺身盛り合わせについては、

- ①「2点盛り」、「5点盛り」、「10点盛り」等、その組合せは多種多様であり、50%以上を占める原材料が存在しないケースが多いこと
- ②これらの原産地を容器包装に貼付するラベル上に表示することは、技術上、作業上の観点から不可能であること

などから、原料原産地表示の対象とはされていない。

- 刺身盛り合わせについては、水産庁が作成した「刺身盛り合わせの原料原産地等表示自主指針」(平成15年6月)による表示(ボードやパネル等による記載。)を参考とし、事業者が自主的に表示を行うことが望ましい。

とされてきました。これまでの取り組みの成果を踏まえて、現実的な対応としてボード等に表示することも可能になるように柔軟な対応を確保していただくようお願いいたします。

さらに、刺身のツマの取扱いについても、平成24年7月一部改正「生鮮食品品質表示基準Q&A」の(問35)(P20)において、

- マグロ単品の刺身にツマ、大葉が添えられている場合、全体としてこれが一つの生鮮食品であり、主たる商品であるマグロについてのみ名称及び原産地の表示が必要であり、その他の表示は不要とされてきました。このような経緯も十分に踏まえて、主原料以外への表示については拙速に適用されることのないように慎重な検討をお願いいたします。

(3) その他の例

上記と同様に、店内加工のカットフルーツや、炒め用セットの中の少量の野菜などについて、商品ラベルなどに産地表示を行うことは困難との声もあり、中小事業者を含めた実行可能性の確保と誤表示の防止の観点から慎重に検討する必要があります。

3. その他；ラベルレイアウトとの関係について

表示基準に関する現在の議論において、適切な整理をめざすことはきわめて重要なことであると理解していますが、一方で、「どこに（どの表示媒体に）、どのような方法で表示するか」については議論の緒についていません。

実際に店内加工する食品に貼付するラベルには、ソフトウェア、ハードウェア双方から一定の制約があり、これらを考慮しないままに表示事項の議論が進んでも現実的ではないものと考えられます。

一括欄への表示か、複数箇所または複数媒体への表示か、文字のポイントはどこまで拡大するのか、その際に表示の優先順位をどのように考えるかなどの多様な観点を踏まえた議論が必要であり、このような具体的な表示媒体、表示方法を考慮した包括的な議論に早期に取り組んでいただくようお願いいたします。

以上

(別紙3) 一般社団法人全国消費者団体連絡会事務局 提出

●カットフルーツ盛り合わせについては、これまで加工食品として義務付けられていた表示項目（内容量、消費期限、保存方法、加工者）は必要。特に消費期限、保存方法、加工者の情報は安全性確保の観点から、必須である。カット野菜、カットフルーツによる食中毒の報告は少なくなく、消費者が適正に使用し、事故が起こった時の加工者の名称・連絡先も必要。

*バーベキューセットや刺身盛り合わせなど、肉類、魚介類を含む変更案に関しては、加工食品から生鮮食品に区分が変更されることで、原産地表示の義務付けと、内容量表示が義務付けから外れるという事務局案に対しては、消費者にとって必要な情報は異なるのでこれをどう受け止めるかは一様ではない。

*同じ異種混合でも、「組み合わせ」と「混合盛り合わせ」によって、表示項目が異なるという区分が、消費者の観点からは、わかりにくい。

組み合わせ（生鮮）	混合盛り合わせ（加工）	問題点
カット野菜 （キャベツと人参分けて）	カット野菜ミックス （キャベツと人参が混ざる）	カット野菜の間に仕切りがなかったり、ドレッシングを入れてしまえばすぐ盛り合わせ？
刺身のつま （大根、ニンジン別々）	刺身のつまミックス （大根の千切りの中に人参の千切りが混ざる）	どうして表示が異なるのかわかりにくい
肉入り鍋セット （肉、野菜など）	肉団子鍋セット （肉団子、野菜）	同上
バーベキュー野菜セット （玉ねぎ、にんじん）	野菜セット （玉ねぎとにんじん混ざる）	同上
サラダ （大ぶり野菜組み合わせ）	サラダ （大ぶり野菜ミックス）	一個一個はしでつまめるという状況は同じなのに、表示が異なる？
カットフルーツ （メロン、スイカ分けて）	カットフルーツミックス （メロンとスイカが混ざる）	同上
刺身盛り合わせ （ぶり、まだい、いか）	カルパッチョセット （ぶり、まだい、いかの混合盛り合わせ）	同上
挽肉セット（豚ひき肉と牛挽肉別々のセット、実際商品があるかどうかは微妙だが）	合いびき肉	そもそも豚ひき肉と合いびき肉の区分が違う！ という提案は判りにくい

●上記のように、現在の異種混合の組み合わせを加工から生鮮に変更しても、生鮮と加工の線引きがわかりにくいものがある。

●消費期限、保存方法、加工者といった安全性確保に関する表示は、どんな消費者にとっても必要な情報である。

●生鮮に変更することで、たとえばカットフルーツの原産地を義務付けることに変更となると、インスタ加工の場合は最初にラベルを印刷したりするので、臨機応変に産地の変更に対応できなくなり、定番商品しか店に並ばなくなり消費者の選択の幅が狭まる可能性が高くなる。